

## 論文

## 長野県における公文書・地域資料の保存と現代史の編纂

福島 正 樹

## はじめに

昨年二〇二〇年は、戦後七五年〓三四半世紀、節目の年であった。次の節目、戦後一〇〇年〓一世紀までに私たちは何を後世に残すことが出来るだろうか。私たちの歩みを記録し、後世に伝えるべき修史事業はこれからの四半世紀のうちに実現できるのだろうか。

本稿は、喫緊の課題となっている長野県現代史の編纂と、資料保存、とりわけ公文書と地域資料の保存が歴史の編纂と密接な関係をもって行われるべきことを、法制度上及び文書保存と修史事業の関係をたどることから明らかにすることを目的としている。

さて、私たちは、明治初め以来、信州・長野県の歴史

を記録する修史事業を継続して行ってきた。一八七二年（明治五）に始まり一八八五年（明治一八）頃まで行われた「皇国地誌」編纂のための「郡村誌」の編集・「国史」編集に伴う「長野県史料」の収集事業、一八八六年（明治一九）から一八九三年（明治二六）まで行われた「県史編纂」事業は長野県（初めは筑摩県も）が実施したものである。

一八九三年からの修史事業の中断期間には、信濃教育会を中心に各地教育会も関係して郡誌（史）の編纂事業が行われ、郷土資料の収集も進んだ（後述）。

一八九三年にいったん中断した県による修史事業は、一九一九年（大正八）開始の「長野県誌資料蒐集」事業をはじめ、一九二九年（昭和四）から始まる「長野県史

編纂事業」へと続いた。この事業は、戦中・戦後の困難な時期を経て、一九五一年（昭和二六）の信濃史料刊行会の再発足を契機に、一九六五年（昭和四〇）の長野県教育史刊行会の発足、一九六八年（昭和四三）の長野県史刊行会及び県政資料室・長野県政史編纂委員会の発足と続き、最後に残った長野県史刊行会が一九九二年（平成四）にすべての事業を終えたのである。

戦後の修史事業は、『長野県政史』（以下、県政史と略記）を除き、いずれも社団法人の刊行会による事業形態をとり、官（県・県教委など）民（信濃毎日新聞社、信濃教育会など）共同の事業として行われた点に特徴があった。それゆえに、刊行物の編纂・発行という事業が果たされた時点で刊行会は事業目的を達成し、解散という運命をたどったと言える。結果論的な言い方になるが、歴史の編纂を公権力の直接の関与から離れた形で行うという効果をもたらした半面、修史事業の継続的遂行を困難にしたという側面があったのかもしれない。

一九九二年に長野県史編纂事業が終了、県が責任をもつて行ってきた修史事業は以後ストップしたまま、来年で三〇年をむかえる。三〇年とは一代を意味する。それはいつ再開できるのだろうか。

一方、県が直接の責任をもって行った県政資料の収集と県政史の編纂は一九七四年の県政史の刊行、一九七九年の県政資料室の廃止以後どのような経過をたどったのか。一九九四年の県立歴史館開館へとつながる動きについても考察する必要がある。

### 一 修史事業の課題

一九九二年（平成四）に終了した「長野県史編纂事業」は二つの課題を残した。

第一に、昭和二〇年（一九四五）八月一五日以降の戦後史（長野県現代史）について、資料収集及び通史編の叙述、いずれも全く手が付けられなかったことである。

昭和四八年（一九七三）三月に刊行された『長野県政史』第三巻は、一九四五年以降一九七〇年代初めまでを記述し、部分的に長野県現代史を補うものであるが、そこから数えてもすでに半世紀を経ようとしている。県政史事業では、長野県行政文書の整理作業と、関係資料の収集が行われたが、本格的な戦後資料の収集は果たされていない。

かつて県政資料室と長野県政史編纂委員会が担った現代史資料の収集、長野県近代史（現代史）編纂という事

業は、その一部を一九九四年開館の長野県立歴史館に引き継いだ。引き継いだ内容は現代史料の収集事業であり、現代史の編纂そのものではない。しかも当初は現代史料の収集に専念できた職員がいたものの、担当職員の退職に伴って定数の見直しが行われるなど、十分な体制を確保することが出来ず、残念ながら現代史料収集事業は本格的に展開してきたとは言い難い。<sup>(4)</sup>

第二に、長野県の歴史に関する基礎的史料集についてである。前記の「長野県史編纂事業」は、近世・近代（江戸時代から昭和戦前期）の基礎的史料の収集・編纂（一九七二年から一九八五年）と、古代から近代までの通史叙述（一九八六年～一九九二年）からなっている。古代・中世の基礎的史料については、すでに昭和二六年（一九五二）から昭和四四年（一九六九）にかけて編纂・刊行された『信濃史料』があり、また昭和四五年（一九七〇）から四八年（一九七三）に刊行された『新編信濃史料叢書』の編纂・刊行の成果を活かすことで刊行事業が進められた。しかし、特に古代・中世に関しては、『信濃史料』刊行後における史料の発見や研究の進展で、修正・補充すべき箇所が多くあり、その修正・補充作業が求められている。

本来、国・県・市町村など公的機関の役割の一つは、同時代に生きた人々の生活や、社会の記憶を後世に伝え、生み出された英知を積み重ねる活動をその中心となつて推進することである。不断に資料の収集を行い、それを定期的に歴史叙述に反映させていくのは、何十年に一度といった不定期の業務ではなく、細く長く続ける定期的業務と云うべきであろう。<sup>(5)</sup>

本県の現状は、戦後史をはじめとする歴史叙述の点でも、生み出された人々の営みとその英知を収集し、記録する点でも、その事業が大きく遅れていることを指摘せざるをえない。こうした仕事を民間の努力だけにゆだねることは不可能である。<sup>(6)</sup>

そこに公的機関の責任が存在するのであり、修史事業を行うことによつて培われる人的資源の果たす役割は、戦前～戦後の本県の修史事業が果たした役割をみれば、それが次の世代へと文化を継承する保障となることは明らかである。

## 二 公文書管理・保存の法制

明治期の長野県史料・長野県史及び戦後の長野県政史は、修史事業に並行して県の公文書の整理・記録・保存

作業と、関連資料の収集作業を並行して行なうなかで実現している。誤解を恐れず比喩的に言うならば、今でいうところの組織アーカイブズと収集アーカイブズを言いながら、修史事業がなされていたとすることができる。

さて、現代社会における公文書の保存・管理の位置づけは民主主義社会の実現の基盤として位置づけられるが、それは、自分たちの社会が正しく運営され、そのことが正しく記録され後世に伝えられるのを保証する土台だからである。修史事業と公文書の保存・管理とが、おそらくは密接に関係すべきであろうことは、こうした公文書の位置づけからも理解されると思う。

そこで、こうした点について、まず国の法制と、昨年四月その一部が施行された「長野県公文書等の管理に関する条例」との関連でみることにする。<sup>(7)</sup>

まず国の法制についてである。

一九八七年（昭和六二）一月一日に公布された「公文書館法」（昭和六二年法律第一一五号）（施行は一九八八年六月一日）は、歴史資料として重要な公文書等の保存と利用に関し、国及び地方公共団体が適切な措置を講ずる責務を有すると規定した（第三条）。この法律が制定されるにいたる歴史的経緯はここでは触れる余裕が無

いが、終戦直後からの日本学術会議等の研究団体や歴史研究者、市民などの資料保存への動きと、政府の対応の中でようやく議員立法という形で実現したものである。<sup>(8)</sup>

これにより、地方公共団体における公文書館・文書館（以下固有名詞の場合を除き「公文書館」と記す）の設置が徐々に進み始めた。

公文書館の中心業務は「歴史資料として重要な公文書等」＝歴史公文書の保存、閲覧、研究であり、多くの地方公共団体では首長部局（総務部）が所管することが想定されたが、戦後の資料保存の流れの中で、文化財保護をになつた教育委員会との関係で、教育委員会を所管とする地方公共団体も見られた。四七都道府県のうち公文書館が設置されているところが四〇都道府県、未設置が七県で、教育委員会の所管に属するものが一二県ある点に示されている。また、公文書館法の実効を担保するためには、国、地方公共団体における公文書の管理に関する制度が整備されている必要がある、現用文書から非現用文書への文書のライフサイクルの中で、「歴史公文書」を選び出す仕組みが整えられる必要があつた。公文書館法制定当時では、この点が未だ十分に整備されているとは言い難い状況があつた。

その整備は、まず現用文書の情報公開の問題から新しい段階に入った。二〇〇〇年四月一日「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成二十一年法律第四二号)、いわゆる「情報公開法」の施行である。第一条の目的には、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と記され、国民主権のもと民主主義政治が行われることを保証する基盤であることを示している<sup>(10)</sup>。

しかし、この制度が十分に機能するためには、一方では個人情報保護が図られなければならない<sup>(11)</sup>。と同時に、公文書(行政文書)(以下、公文書と記す)が正しく作成、保存されなければ意味を持たない。こうして、現用の公文書と、非現用で歴史資料としての公文書についての関係が注目されるようになり、現用と非現用という區別を超えて、公文書の作成から保存・廃棄までの一生を統一的に管理する必要性から、「公文書等の管理に関する法律」(平成二十二年法律第六六号)(以下、公文書管理法と

略称)が制定(施行は二〇一一年四月一日)された<sup>(12)</sup>。

公文書管理法が制定されたことにより、これまで現用文書と非現用文書が別個に規制されていたことに対し、それらを全体としてとらえ、レコードスケジュールにより公文書のライフサイクル全体を「管理」する仕組みを取り入れることを意味する。情報公開法は、現用文書の開示請求権に基づく開示と、情報提供を定めたものと言える。現用文書から非現用文書となりそのうちから歴史公文書が保存対象となるという一貫した流れが一応法律的には位置づけられたと言える。それを図(図1・2・4)で示すと以下のとおりである<sup>(13)</sup>。

管理法制定前後での最も大きい変化は、従来公文書館の規則による閲覧制度であったものが、情報公開法での開示請求権と同様の利用請求権が設定された点で、公文書館側の義務と利用者の権利を規定した点にある(図3)。

レコードスケジュールとは、公文書が作成された時に、その保存期間と、保存期間が満了した時にその文書をどうするか、公文書館に移管して永久に保存するか、それとも廃棄するかをあらかじめ設定することをいう。このように新しい公文書管理を実質的に支えるも

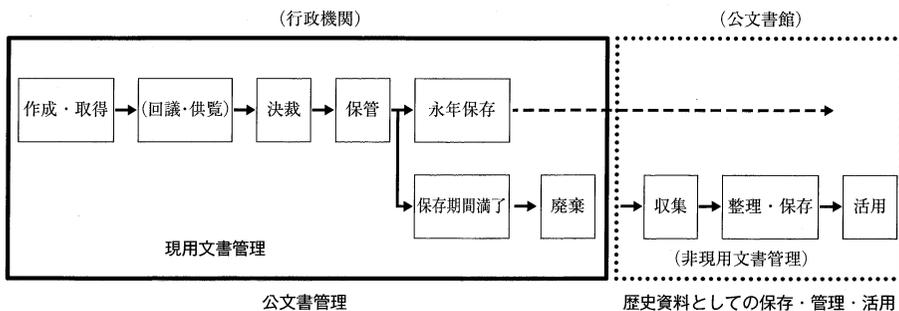


図1 従来の公文書管理のイメージ

現用文書は保存期間満了後一旦廃棄され、そこから歴史公文書を収集する手続きをとった。公文書館で収集・整理・保存・活用する資料は公文書以外の地域資料（私文書）等を含む場合が多い。

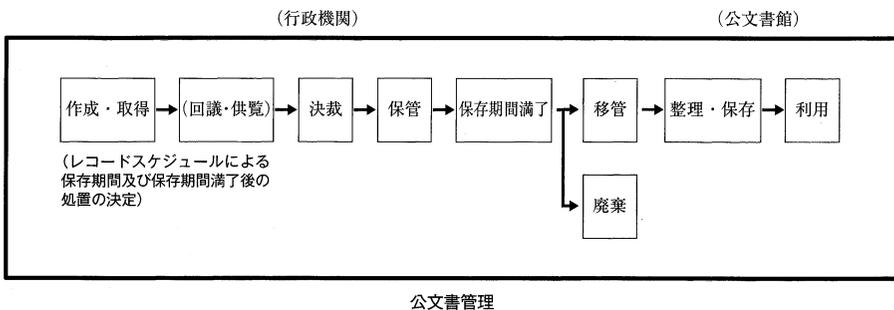


図2 公文書管理法（条例）での公文書管理のイメージ

作成から保管までの間に、保存期間満了後の措置＝レコードスケジュールを決め、それによって移管、廃棄の手続きがとられる。移管先は公文書館だが、そこで収集された地域資料（私文書）も管理の対象とする場合も多い。

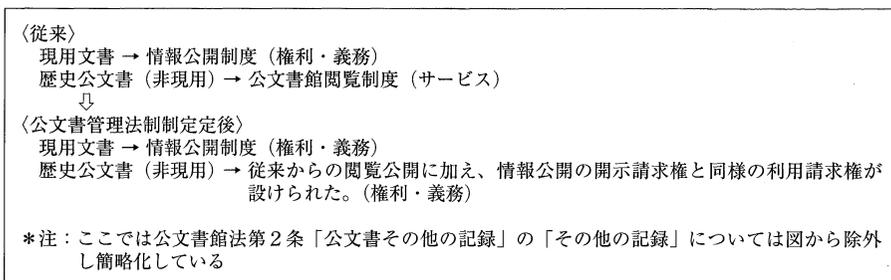


図3 公文書管理法（条例）制定前後の変化

【レコードスケジュールの利用例】

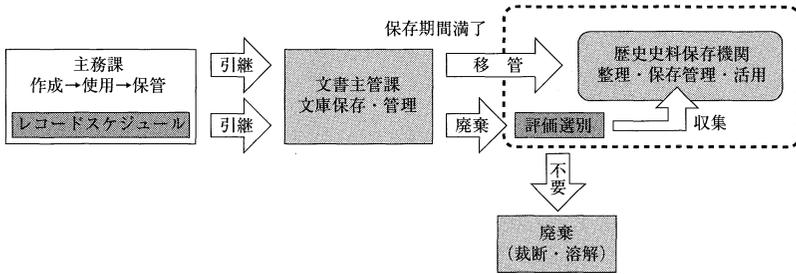


図4 レコードスケジュールにより公文書全体を管理するイメージ図。

主務課における作成～保管の段階で、保存期間満了後の移管か廃棄かをあらかじめ決めておくことになる。

のがレコードスケジュールの設定ということになる（図4）。

ところで、公文書管理法第三四条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあり、ここから地方公共団体において、公文書管理条例が制定されるようになり、この条例に合わせて公文書館が設置される事例も増えることとなった。

地方公共団体における公文書管理条例（以下、管理法、管理条例と言った場合、公文書管理法、条例を指す）の問題を考える上で、管理法第二条六項の「この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう」という規定、同条七項の「この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう」という規定が重要である。後者では、「次」として四つの場合を挙げている。それを大別すると、一号（八条一項）、二号（一一一条四項）、三号（一四四四項）のそれぞれの根拠に基づき国立公文書館等に移管されたものと、四号「法人その他の団体（内訳略）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄

託されたもの(傍線筆者)である。

ここでは、公文書・歴史公文書・歴史公文書等・特定歴史公文書・特定歴史公文書等といった法律上の用語の理解が重要になる。この点については後に詳しく述べる。

### 三 長野県における公文書館の動向

以上は国の法制を公文書館法と公文書管理法を中心にみた。長野県においては、一九八七年の公文書館法の制定を受けて、一九九四年(平成六)に長野県立歴史館が設置された。これを嚆矢として、長野県内では現在に至るまでに合わせて一一館の文書館・公文書館が設置されている(表1)。<sup>15)</sup> この数は同一県内における公文書館設置数で全国一である。

設置に至る事情は多様だが、共通点として自治体史編纂や文化財調査等によって収集された資料や情報を公開する必要という事情や(長野県史、松本市史、長野市誌、上田市誌、須坂市誌)、平成の市町村合併に伴う地域における資料保存と公文書館設置の運動(上田市、東御市、長和町、青木村)などを指摘することができ。特に、上小地域の市町村における公文書館(文書館)の設

表1 長野県内の公文書館(配列は設置年順)

施設の名称	所管部局	設置の根拠法	設置条例に 地域資料の 収集を規定	施設の 設置年	文書規定上の移管先	公文書 管理条例	管理条例の 収集・保存 対象に地域 資料を含む
長野県立歴史館	教育委員会	博物館法・地教行 法・地方自治法	○	1994年	教育委員会文化財・ 生涯学習課長	○	×
松本市文書館	総務部行政管理課	公文書館法・地方 自治法	○	1998年	行政管理課長(継続 保存を要する文書)	×	—
飯田市歴史研究所	教育委員会	地教行法・地方自 治法	○	2003年	飯田市歴史研究所の 所長	×	—
長野市公文書館	総務部庶務課 情報管理室	公文書館法・地方 自治法	○	2007年	庶務課長 (市政資料等)	×	—
小布施町文書館	教育委員会生涯学 習課(補助執行)	公文書館法・地方 自治法	○	2013年	文書館	○	○
東御市文書館	教育委員会	地方自治法	○	2018年	文書館	×	—
須坂市文書館	社会共創部 文化スポーツ課	公文書館法・地方 自治法	○	2018年	総務課長?	×	—
安曇野市文書館	教育委員会 博物館係	地方自治法・公文 書館法	○	2018年	教育委員会	×	—
長和町文書館	教育委員会 文化財係	地方自治法	○	2019年	(廃棄規程のみで移 管規程なし)	×	—
上田市公文書館	総務部総務課	地方自治法・公文 書館法	○	2019年	公文書館	×	—
青木村文書館	教育委員会	地方自治法	○	2020年	(廃棄規程のみで移 管規程なし)	×	—

置には目を見張るものがある<sup>(16)</sup>。

表1は、公文書館の性格を理解するために、施設名・所管部局・設置の根拠法・設置条例に地域資料等公文書以外を含むかどうか・施設の設置年・歴史公文書の移管先・公文書管理条例の制定の有無・公文書管理条例に地域資料を含むかどうか、という観点から作成した一覧である。

まず、所管部局については、総務部系が四館、教育委員会が六館である。地域における古文書などの歴史資料の保存が教育委員会を中心に行われてきたことを反映し、教育委員会の比率が多くなっているのではないかと推測される。このことを示すかのように、設置条例に地域資料を収集・保存の対象としているかについてみると、すべての公文書館が地域資料を収集・保存の対象にしている。また、設置の根拠については、すべての館が地方自治法を挙げているのに対し、公文書館法を挙げているところは六館で、博物館法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律をあげる県立歴史館のようなところもある。

一方、非現用の公文書のうち、保存期限終了後歴史公文書となった文書の公文書館への移管については、各地

方公共団体の文書管理規程で「(公) 文書館」を明示しているのは、小布施町、東御市、上田市にとどまる。その他の場合は、公文書館を所管する行政機関の責任者(教育委員会、課長)で、文書管理規定に移管の規定がないところもある。例えば県立歴史館では、文書管理規程に移管先として記載されるのは、歴史館を所管する教育委員会文化財生涯学習課長となっている。

以上、一覧表に基づいて一瞥した。県内の公文書館が多様性をもって設置されていることがよくわかる。本来、公文書館はこうあるべきだといった観点からこれらの施設について、その問題点を指摘することはできないであろう。しかし、現時点ではそのことを議論するよりも、それぞれの自治体にふさわしい公文書や地域資料の保存体制について、より良いものにするための試みを重ねていくことが大事ではないかと思う<sup>(18)</sup>。

この項の最後に、以下に論ずる問題との関係で、公文書館と公文書管理法(法・条例)の関係について触れておきたい。

公文書館のある本県の地方公共団体で、公文書管理条例を制定しているところは、長野県と小布施町の二自治体であるが、公文書管理条例に「地域資料」を位置づ

け、収集・整理・調査等の対象としているのは小布施町のみである。同町の場合、公文書管理条例と文書館設置条例が二〇一三年四月に同時に施行されていて、公文書館の運営も管理条例と一体的に構成されている点に特徴がある。<sup>(19)</sup>

一方、長野県の公文書管理条例では、条例の対象には地域資料を含まず、県の作成する公文書に限定され、しかも条例の本施行（令和四年四月）以後に作成された文書という、きわめて狭い範囲を対象としている。

小布施町と長野県の例にみられる、「地域資料」の位置づけの違いについては、次に詳しく検討する。

#### 四 公文書と地域資料の保存

##### (1) 公文書と地域資料

二〇二〇年四月、「長野県公文書等の管理に関する条例」（令和二年長野県条例第八号）（以下長野県公文書管理条例と略称）が公文書審議会の部分について施行され、二〇二二年四月の全面施行に向け、公文書管理規程などの整備が進められている。<sup>(20)</sup> この項では、長野県における公文書と地域資料の保存について、管理条例の問題点なども含め検討したい。

表2 公文書管理条例を制定した都県

都県の公文書館	所管部局	文書規程上の移管先	設置条例に地域資料の収集等を規定	施設の設置年	公文書管理条例	条例の管理対象に公文書以外を含むか	管理条例施行年
島根県公文書センター	総務部	公文書センター	○管理条例中で設置を規定。		○	○	2011年
熊本県総務部県政情報文書課	総務部	県政情報文書課	一（明治初年～大正7年の公文書記録類は図書館で）	—	○	×	2011年
鳥取県立公文書館	総務部	公文書館	○	1990年	○	○	2011年
香川県立文書館	総務部	文書館	○	1993年	○	○	2013年
東京都公文書館	総務局	公文書館	○	2019年	○	○	2017年
愛媛県（公文書館施設を置いていない）	総務部	（文書主管課長?）	—（藩政期～明治45年の行政文書は図書館で）	—	○	×	2018年
山形県総務部学事文書課分室内県史資料室併設山形県公文書センター	総務部	公文書センター	×管理条例中で設置を規定。	2020年	○	×	2020年
滋賀県立公文書館	総合企画部	公文書館	○管理条例中で設置を規定。	2020年	○	○	2020年
高知県公文書館	総務部	公文書館	○管理条例中で設置を規定。	2020年	○	○	2020年
兵庫県公館県政資料館（歴史資料部門）	企画県民部	兵庫県公館	×	1985年	○	×	2020年
新潟県立文書館・法務文書課歴史公文書室	教育委員会・総務管理部	法務文書課歴史公文書室（公文書館内）	文書館○	1992年	○	×	2020年
三重県総合博物館	教育委員会・補助執行＝環境生活部	博物館	○	2013年	○	○	2020年
群馬県立文書館	教育委員会	文書館	○	1982年	○	○	2021年
長野県立歴史館	教育委員会	文化財生涯学習課長	○	1994年	○	×	2022年

そこでまず、公文書管理条例を制定した全国の都県の

条例内容について制定年順に一覧表（表2）を作成し、長野県の場合と比較するためのデータを提示したい。項目のうち特に重要な点は、公文書管理条例が「地域資料」についてもその収集、保存対象として規定しているかという点である。先に触れたように、公文書館法では「歴史資料として重要な公文書等」の保存・閲覧・調査研究を公文書館の業務と規定するが、「公文書等」の「等」が「その他の記録」、すなわち古書・古文書・私文書などを指すことから、公文書館法では、業務の対象に公文書以外の「地域資料」を含んでいる点が重要である。<sup>(21)</sup>

まず所管であるが、管理条例制定の一四都県のうち、

一〇県が総務部系、新潟・三重・群馬・長野の四県が教育委員会である。<sup>(22)</sup> もともと、地方公共団体における公文書に関する事務は首長の権限に属すことから、総務部系の部署が管轄するのが大勢である。しかし、古文書など地域資料・文化財の保存活動の歴史をふまえ、その延長線上に歴史公文書を位置づけると、教育委員会という選択肢もある。総務部系と教育委員会の関係をどう整合させるか、委託・補助執行など県によってその手法は異なる。

る。

次に、文書管理規程上、歴史公文書がどこに移管されるのか、これはその県の公文書館が県の行政上どのような位置づけられているかを示す指標となる。公文書館長とするものが大勢であるが、公文書館が教育委員会の所管である場合、移管先も微妙である。群馬県の場合、管理条例で教育委員会及び文書館の位置づけを明確にしている。三重県の場合は、設置条例、管理条例で博物館の公文書館としての位置づけが明確である。しかし、新潟県のように教育委員会所管の文書館がありながら、総務部系の法務文書課に移管され、文書館内に設置された同課所管の歴史公文書室が扱うというやや複雑な様相もある。

ここで、教育委員会所管の公文書館が、管理条例のもとでどう機能するか、これを類別してみよう。長野県については別に述べる。

○新潟県方式…文書館（教委所管）は地域資料、文書館内の総務管理部法務文書課歴史公文書室は特定歴史公文書、という二本立てで実施。

○群馬県方式…教育委員会に知事権限の一部を委任。教委所管の文書館が公文書館として機能。

○三重県方式・教育委員会所管の総合博物館の特定歴史公文書部分を含む博物館の管理運営及び事業に関する事務のほとんどを知事部局（環境生活部）に委任。

○公文書館があるわけではないが、愛媛県や熊本県の場合、県立図書館で明治ないし大正期までの歴史公文書の管理、閲覧など対応し、地域資料は博物館などで扱うという場合もある。

次に、公文書以外に地域資料を管理条例の対象としているかどうか、という点についてである。表2の一四都県のうち熊本、愛媛、山形、兵庫、新潟、長野が管理条例に地域資料を位置づけていない。すなわちこれらの県では、公文書のみがその対象と行うことで、個人や団体の資料（地域資料）は除外されていることになる。このうち公文書館施設を有しない熊本・愛媛、管理条例と同時に公文書センターが設置された山形、一九八五年の設置段階ですでに地域資料を対象としていなかった兵庫などは一貫した考え方ということが出来る。

しかし、管理条例以前から公文書館を持ち、その收集整理等の対象として地域資料を位置づけている場合は、すでに収集した「地域資料」の扱いが問題となる。先に

見たように、新潟の場合、地域資料は文書館で、歴史公文書は歴史公文書室でという棲み分けをした。しかし、長野県の場合、管理条例に教育委員会や県立歴史館は位置付けられていないという問題がある。

公文書と地域資料をどのようにアーカイブしていくのか、それは県や市町村の政治権力の歴史と、地域に暮らす人びとの歴史とを総合的にアーカイブするためにはどうするか、そしてそこからどのように自らの現代史を記述するかという問題にたどりつく。公的機関における資料の収集は自らの組織や行動のアーカイブにとどまらず、人びとの暮らしや社会の動向まで含めてアーカイブする必要があると言わなければならない。<sup>23)</sup>

## (2) 長野県公文書管理条例と長野県立歴史館

前項で公文書館が教育委員会の所管である新潟、群馬、三重について、管理法との関係について検討し、それぞれ独自の形をとっていたことがわかった。そこで、長野県の場合についてここで検討したい。

長野県の場合、公文書館機能を持つ県立歴史館は教育委員会の所管で、「考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等を収集し、保存して、広く県民の利用に供」することを目的として一九九四年に設置され

た。複合館としての性格を有する施設で、その機能の一つに「公文書館的機能」がある。開館時は（財）長野県文化振興事業団への管理委託の施設であり、長野県の組織外の存在であったことも影響し、公文書管理上の位置づけは条文中明確になされていなかった。「長野県文書規程」第六条第五項に次のように規定されているのみである。

（長野県文書管理規程）第六〇条第五項

5 第1項から第3項までの規定により不用決定を行ったときは、主管課長若しくは所長又は保存責任者は、速やかに教育委員会文化財・生涯学習課長に協議し、歴史的資料として保存することが適当と認められる完結文書にあつては、これを文化財・生涯学習課長に引き渡すものとする。

なお、教育委員会では、「歴史的資料収集要綱」を制定し、文化財・生涯学習課長と歴史館長の間で行われる手続きについて規定している（長野県編『文書事務の手引』（平成二〇年））。

歴史館条例に設置根拠として公文書館法を位置づけていないこと、文書管理規程に歴史館長が歴史公文書の移

管先として明記されていないことなどから、「公文書館的機能」をもつ施設という位置づけになつたと考えられる。<sup>(24)</sup> なお、歴史館は二〇〇五年（平成一七）四月、管理委託による運営から県の直営となつたが、「歴史的資料収集要綱」はそれに伴う若干の修正が行われたのみで、「公文書館的機能」そのものの位置づけには変化がなかつたようである。

こうしたなかで、先に触れたように二〇二〇年四月、長野県公文書管理条例が制定、公文書審議会の部分が行なわれた（全面施行は二〇二二年四月）。その構成は次のようである。

構成の基本は、総則・文書の管理、文書の作成、文書の整理、歴史公文書の保存、審議会（管理委員会）、雑則で、これは国の法律や他の都県の条例でもほぼ同じであるが、管理する公文書の範囲については、先に

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	公文書の管理
第1節	文書の作成（第4条）
第2節	公文書の整理等（第5条－第11条）
第3章	特定歴史公文書の保存、利用等（第12条－第28条）
第4章	長野県公文書審議会（第29条－第1条）
第5章	雑則（第32条－第34条）
第6章	罰則（第35条）
附則	

長野県公文書管理条例の構成

表3 公文書管理条例の「文書」の定義

	長野県公文書管理条例	公文書管理条例(含地域資料)
公文書	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、職員が組織的に用いるものとして管理しているもの。3つの除外規定あり。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、職員が組織的に用いるものとして管理しているもの。3つの除外規定あり。
歴史公文書	公文書のうち歴史的に重要な資料として知事が規則で定める基準に適合するものとし、地域資料を含まない	-----
歴史公文書等	-----	公文書館法の規定を使い、歴史資料として重要な公文書その他の文書(東京都)などとする場合と、5項目程度の条件を示す場合があるが、いずれも公文書以外の地域資料も含む
特定歴史公文書	歴史公文書のうちレコードスケジュールにより保存期間満了後知事に移管されたもの、または廃棄予定であったものが公文書審議会の意見にもとづき知事に移管されたもの。歴史館で保存している文書で知事が別に定めるもの	-----
特定歴史公文書等	-----	公文書館に移管されたもの。法人その他の団体又は個人から公文書館に寄贈又は寄託されたもの。(本稿では、後者を略称として地域資料と規定した)
公文書等	公文書及び特定歴史公文書	公文書及び特定歴史公文書等

触れたように、本稿で「地域資料」と規定する資料を管理条例の対象に含めるかどうかという点で違いがある。「地域資料」と略称したものの内容は、先にもみたように、管理法・条例では「法人その他の団体(内訳略)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの」と規定するものである。つまり、組織アーカイブズ以外に収集アーカイブズ<sup>17)</sup>地域資料まで含めるのかどうかという点であろう。

そこで、長野県公文書管理条例で管理の対象となる「文書」についてみると、「地域資料」を管理条例の対象としていないことがわかる。このことが理解できるように「文書」の定義を見ておく必要がある。管理条例の対象に「地域資料」を含む公文書管理法や管理条例の場合と比較できるように表3を作成した。

まず「公文書」であるが、これはほぼ同じ規定である。次に「歴史公文書」と「歴史公文書等」は、後者の「等」が「公文書」以外に幅広く地域資料までを含んでいる点の特徴で、言わば「公文書館法」の「歴史資料として重要な公文書等」と同じ内容であることがわかる。長野県の場合、わざわざ「公文書のうち」と地域資料を含まないことを強調している点の特徴である。<sup>26)</sup>

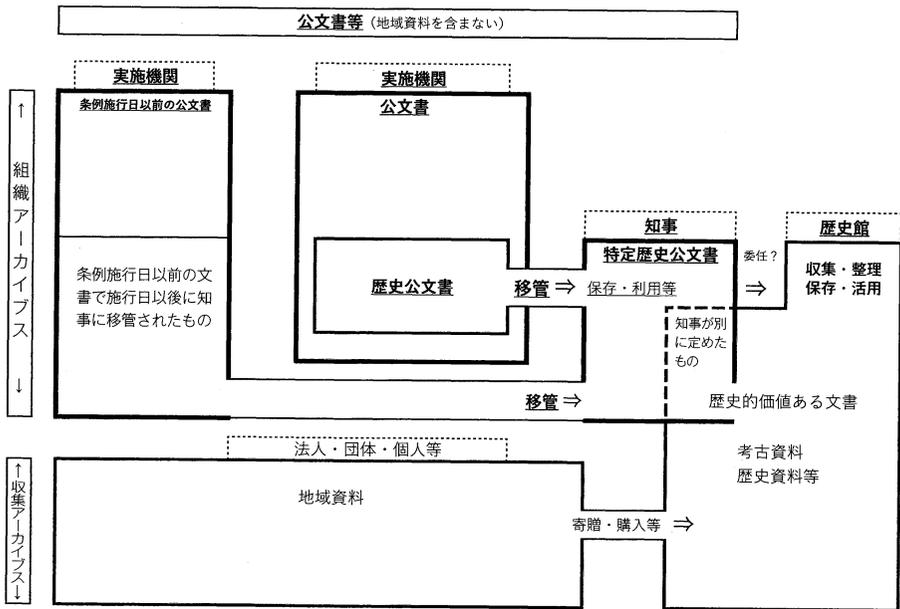


図5 長野県公文書管理条例の対象（下線部は条例用語）

したがって、長野県の「特定歴史公文書」に地域資料を含まないのは当然で、「特定歴史公文書等」のなかに地域資料が含まれるのと対照的である。

以上のことをふまえ、両者の違いが分かるように図化したものを提示する。(図5・6)

以上、公文書と地域資料をめぐって、管理条例によって地域資料を管理の対象に含むかどうかという観点から考察した。

なぜこうした点にこだわるのか。それは公文書館法の精神では公文書館の保存・閲覧・研究などの対象を「歴史資料として重要な公文書等」としている一方で、長野県のように管理条例の中に「等」＝地域資料を含まないことが地域の公文書館の機能や役割としてふさわしいかどうかという問題に関わるからである。公文書館が地域資料について、収集・保存や調査の対象とすることに法的根拠がないとすれば、地域の中での公文書館の役割は果たして十分かという問題があるとしなければならぬ<sup>21)</sup>。

その点で、先にも触れた小布施町の文書館条例と公文書管理条例では、「歴史公文書等」を「歴史資料」として重要な公文書並びに法人その他団体又は個人が所有する

「文書、図画及び電磁的記録をいう」として、文書館の業務にもそれを位置づけている点は地域の公文書館としてきわめて重要である。

長野県の場合、地域資料を含む歴史公文書等については、すでに県立歴史館が一九九四年の開館以来三〇年近い活動を積み重ねてきている。

この歴史を踏まえ、かつ今回の管理条例の制定をふまえ、公文書と地域資料をどのように保存、活用、調査研究していけばよいか。本稿はそれに対する回答を示すものではないが、長野県が明治以来、公文書、地域資料の保存等について、主として修史事業を行う中でどのような取り組みを行ってきたか、次にはその歩みについて振り返ることによって若干の展望を得たい。なお、本誌には村石正行氏が主に「信濃史料」「長野県史」を中心に地域資料の収集・保存

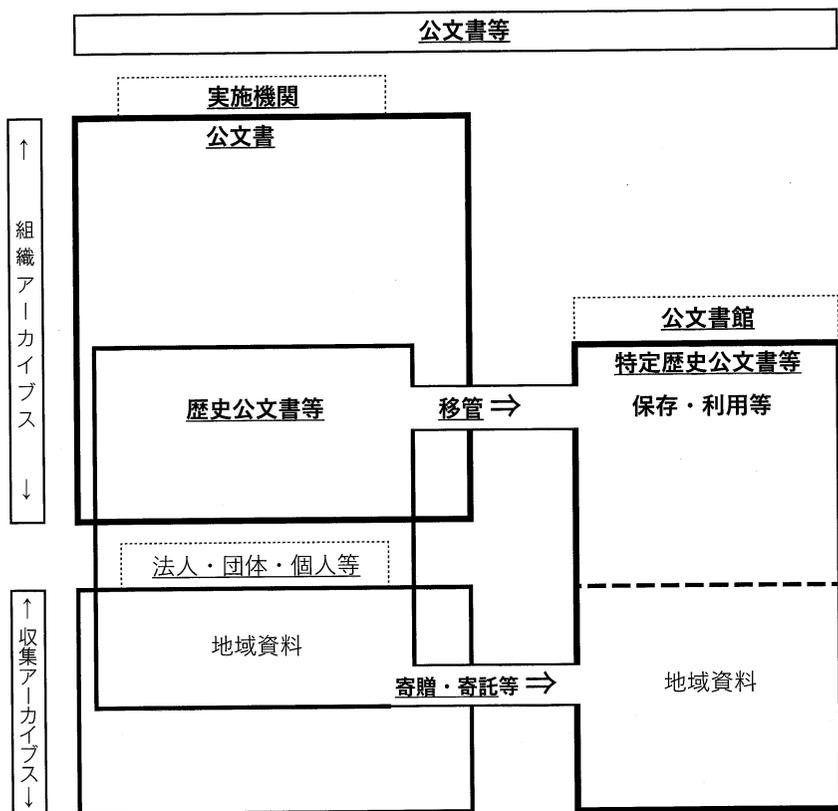


図6 公文書管理条例の対象に地域資料を含む場合（下線部は条例用語）

の歩みについて論じているので、その点は本稿では触れない。

そこで本稿では、長野県の公文書を中心とする保存・管理の観点から、明治期に始まる公文書管理の歩みと、これまであまり取り上げられなかったことが無い「長野県政史」と「県政資料室」の歩みについてふれ、公文書の保存・管理と修史事業の関連について考えることにしたい。

それをふまえ、今後の公文書の保存・管理、地域資料の保存と修史事業（現代史編纂等）について最後にまとめたいと思う。

## 五 社会的記憶の保存と近代

### — 公文書の保存と修史

#### (1) 明治期中央政府における公文書管理と修史

現在の公文書管理の原点は、幕藩国家から明治の近代国家成立に伴う近代行政機構の成立に求められる。

国や都道府県等の文書は、保存年限を設定して文書分類ごとに管理され、期限が来たら原則廃棄するというシステムを長らくとってきた。また文書のほとんどは簿冊形態に編綴されて保管されている。こうした文書管理の

方式は明治中期までには完成していたのであり、その意味で明治時代は現在に続く公文書管理の原点ということができる。

さて、明治新政府が発足した当初は、公文書管理と記録編輯は明治国家成立の記録とが一体的に運営された。そのために官僚組織から往復文書や日誌（日記）の提出が求められた。提出された文書は謄写の上内容別に編纂（類輯編纂）されるとともに、原本の保存を行うものであった。

公文書は新政府の行動を記録した史籍・史録であり、新政府の正当性を保障するものであり、新政権の誕生という「偉業」を後世に残すための資料と位置付けられていた。政府の仕事を記録するという業務は、一八六八年の議政官史官にはじまり、行政官記録掛、太政官史官へと引き継がれていき、太政官日誌（後の官報）編纂へとつながっていった。文書の作成と歴史の編纂が同時並行的に進められた時期であり、逆に言うところ歴史の編纂と公文書の編纂保存が未分化の状態であったといえることができる。<sup>27)</sup>

一八七一年の廃藩置県に始まり、太政官制度が内閣制度に切り替わり地方官官制が成立する一八八五年〜一八

八六年頃までは、文書の受付から保存までの事務処理の仕組みが整えられていった時期である。

一八七一年、太政官正院に記録局が設置され、翌年には記録課となり様々な規定が整備されていった。「記録課公文謄写編纂等ノ手続」には施行済の文書を謄写し、原本を秘庫に所蔵することが規定されている。またこの時、地誌課も置かれ、皇国地誌の編纂が始まり、府県においては郡誌・村誌の編纂が行われることになった。さらに歴史課も置かれ、国史の編纂が始まった。具体的には「復古維新ニ於ケル記録ノ材料ヲ蒐輯」することを記録課から引き継いだ。この国史の編修は、地方における「府県史料」の編纂を行わせることになった。中央政府内部の文書管理、地誌、歴史の編纂は、相互に関連していくことになり、それは地方における文書管理や修史事業、地誌編纂事業にとっても大きな出来事であった。文書や記録を保存しそれを編集しまとめるという動きが中央政府でも地方政治でも盛んになったのである。なお、歴史課のちに修史局、さらに修史館と変遷する。<sup>28</sup>

一方、太政官制度から内閣制度への移行に向けての官制改革の動きの中で、一八七七年正院が廃止され、それに伴い記録課は内閣書記官局に属した。その後文書局↓

内閣書記官局↓内閣記録局と所属を替え、次第にその機能を縮小していった。一方、官制改革に伴い、組織や文書に関する規程の整備も図られていく。文書の公布式の整備により布告、達書、布達、指令の別や、法律、行政規則、訓条、批文の別が定められたのもその一環である。

一八七三年一月に設置された殖産興業や地方統治を一手に所管する巨大官庁の内務省についてみる。設置の翌年一月、内務省の組織が整えられ、その中に記録課の設置と「全国ノ記録ヲ保存スル事」が定められた。記録課の設置により、省内の文書について、原本を謄写して保存していくという文書の記録化が重視された。一方後者の全国記録保存事業では、内務省所管の寮司課に対し「書籍及び記録類の目録」の調査・提出を、院省使府県に対し「古今の書類」「各官庁所轄の書類及び諸記録」の調査・提出を、さらには院省使府県に対し「記録文書は嚴重に保存すべきはもろんだが、紛乱散失しあるいは水火の災いにあつてしまうと、後日の照会に困り、事務に困難をもたらして不都合なので、今後各庁に於いて保存の方法を設け、記録文書が失われないように注意し、編纂が出来た分については、その目録を取調べ、毎

年5月締切で内務省に提出するよう（意識）<sup>29</sup> 通達している。省内についても、全国規模でも記録保存事業が重要な位置づけをもっていったことがわかる。

一八八五年一二月内閣制が創設され、「各省事務ヲ整理スルノ綱領（官紀五章）」が制定され、そこに「繁文ヲ省ク事」が規定されて「文書繁多ノ弊」として「公文の停滯は施政の大弊」と、文書量の増加にともなう弊害を指摘する。これを改めるため、規則による事務の統一、規則に基づく判断の合理化が進められた。

内務省が進めた原本を謄写して編輯し、原本は別に保存するという「類輯編纂」を改め、文書分類を定め保存年限を決めて原本を保存するという方向に転換していくことになる。保存年限の設定は、「永年文書」以外は廃棄することを前提としており、明治初期の全ての文書の保存と歴史の記録が相互に関連するという観点は後景に退くことになった。内務省の全国記録保存事業も内閣制の開始に伴って廃止され、府県の文書管理も「地方官官制」のなかで定められていく。おおよそ明治二〇年代には、現代にも通ずる日本の公文書管理のあり方は定まっていた。

## （2）明治期長野県の公文書管理と修史

明治期における長野県における文書の管理、保存については、早くは上條宏之氏の研究があり、また児玉卓文氏による包括的な研究がある<sup>30</sup>。

以下、主に児玉論文により、長野県（筑摩県）における公文書の管理の歩みについてみることにしたい。

廃藩置県から内閣制度の導入をはさみ府県制・郡制の実施に至るまで、府県の文書管理についてのしくみは、政府の地方行政の制度改革に対応しつつ整備されてきた。その内容を児玉論文をふまえてまとめると、以下のようになる。表4の年表もあわせ参照のこと。

1) 一八七一年の太政官正院への記録課設置を契機に、文書記録の類輯編纂、原本保存の方針に基づき文書管理が行われるようになり、また官省の達・布告や成規（成文化された規則）の文書を中心に、閲覧参照が現在かつ将来も可能なように制度の模索がなされた。これは地方にも影響し、一八七三年七月「府県事務受渡規則」において、地方長官の事務引継規定とそこに添えられる八二種の帳簿が規定され<sup>31</sup>、また、同年一月の内務省記録課が設置され「全国記録保存事業」が始まるな

表4 明治前期の長野県の文書管理

西暦	和暦	長野県	筑摩県
1871年(明治4) 太政官正院に記録局を設置。新旧の記録を類編し、百官の履歴を表叙し、日誌等をつくる。(原書を保存し、中浄書を作成して部類に分け、その部頭字を原書の見出しに朱書き氏、本浄書を冊子とし、目録をつくり書庫に保管する。)			
1871年	M4	庁則：中局に記録方を置く(旧長野県)	
1871年(明治4)、府県の職員に関する「府県官制」、職制と事務を規定した「県治条例」を制定。両県とも四課制をしく。			
1872年	M5	庶務課章程：庶務課に記録係を置く	庶務課に主記掛を置く。受付例規を定める
1873年(明治6) 内務省発足。記録課を設置し「全国の記録ヲ保存スル事」を分掌。			
1874年	M7		庶務課中書類取扱章程を定める
1875年(明治8)、「県治条例」を廃止し「府県職制並事務章程」を制定。			
1876年	M9		杉浦義方「文書保護之義」を建白するも不採用
1876年	M9	筑摩県が廃止され信濃分を長野県に統合	
		第一課に記録掛を置く	
1879年	M12	第一～六課を組織替えし、庶務課に記録掛を置く	
1880年	M13	庶務課に記録掛、史誌編輯掛等を置く	
		「文書目録作成手続」を作成。県庁内の全ての文書を記録掛が文書目録により管理しようとした。	
1882年	M15	「書籍保管手続」を布達。「編輯例則」を制定し、掛ごと・年次別に文書を再編集して公文編冊にまとめることを実施(明治15年以前に遡る分と、前年度分につき継続実施)。	
1883年	M16	「書籍簿冊借覧手続」を制定。	
1885年(明治18) 内閣制度発足。1886年(明治19) 地方官官制			
1885年	M18	庶務課史誌編輯掛を廃止	
1886年	M19	「長野県庁処務規程」。第一部に文書課設置。文書編輯・保管、県史編纂ほかを担当。また、文書に保存年限を導入し、無期・有期(1種7年、2種5年、3種3年)、有期については期限後焼棄、破却、反故。	
1888年(明治21)、市制・町村制公布			
1890年(明治23)、府県制・郡制、地方官官制改正公布			
1890年	M23	1886年の諸規程を改正。3月、県警について「文書整理保存規程」を定める。その中で、永久保存すべき理由として、「例規トナルモノ」「永久参考トナルモノ」を挙げる。4月、県警を除く本庁について、「本庁処務規程」を制定。文書課に記録掛。文書類別編纂、県・郡・町村史編纂ほかを担当。6月、「長野県文書編纂及保存規程」を制定(明治15年の書籍保管手続・編輯例則、明治16年の書籍簿冊借覧規程を廃止)。文書管理を一元化。	
(明治後期～昭和戦前期までの文書の取扱いの実態については今後の課題)			

注)  は中央政府の政策

ど、地方における文書管理の仕組みが模索され、一八八〇年（明治一三）になって、記録掛が県庁内の全公文書を目録により把握する「文書目録編成手続」が規定された。

2) 一八八二年（明治一五）の「編輯例則」は記録掛が公文書そのものを一貫編輯することとしたが、これは公文書の保存と記録の画期をなし、翌年の「書籍簿冊借覧手続」の制定に繋がった。その主旨は、すべての公文書を、官・省・府県・課・署の発信別ではなく、掛ごとに一つの事項を一つの簿冊に類別編集し、巻首に索引を付し、それを年次別に再編集して「公文編冊」としてまとめる作業を行った。長野県が保有する「長野県行政文書」の多くは、この方法で再編集され、永年保存文書として伝えられてきたのであり、長野県の文書保存の基礎を据えたと言える。

3) なお、明治初めの皇国地誌・国史の編纂以來置かれた史誌編輯掛は、「全国記録保存事業」の廃止とあわせ、一八八五年（明治一八）廃止された。文書保存と歴史・地誌編纂の密接な関係がここにとだえることとなった。修史事業は文書保存

とは切り離され、国家事業として東京帝国大学史料編纂掛へと引き継がれた。

4) 一八八六年（明治一九）、「長野県庁処務規程」制定。文書管理の主管を明確にした文書課を設置し、文書の保存期限が設定された。この時までには、文書課の業務に文書の編集・保管とともに県史編纂があげられている。

5) 一八九〇年（明治二三）の「本庁処務規程」「文書整理保存規程」により長野県の文書管理制度はほぼ確立した。

以上、そのほとんどを兎玉論文に依拠しながら明治期の文書管理について概観した。実は、これ以後現在に至る長野県の文書管理については、専論を持たない。一九六三年に総務部文書広報課に「県政資料室」が附置され、その過程で明治・昭和四〇年代までの県の行政組織の変遷や公文書目録の作成などがなされたが（表5参照）、明治後半から昭和戦前期の文書管理の解明は今後の課題とせざるをえない。

なお、一八八五年（明治一八）以後の県が関わる修史事業は、一九二九年（昭和四）の長野県史編纂委員会の

立ち上げまで中断することになる。この時期及びそれ以後の時期における、郡誌編纂、長野県史編纂（信濃史料集成）などについては本特集号の村石論文を参照していただきたい。<sup>32</sup>

### （3）戦後の長野県の公文書管理と長野県政史

#### ①昭和二〇年代の文書管理

一八九〇年（明治二三）の文書管理制度の確立とともに、担当部署も「知事官房」「文書係」で固定され、戦後の一九四七年（昭和二二）六月に知事官房が廃止され、「総務部」「文書課」としてスタートした。その事務分掌の一つには、「五 文書の編纂保存」とある。

一九四八年（昭和二三）一〇月の組織改正で、文書課の職掌に「浄書係」「收受係」に加え「記録編さん保存係」（五人）が加わった点が注目される。「記録編さん保存係」は一九五〇年（昭和二五）には「記録編纂係」（六人）と記される。具体的な業務内容は未詳だが、「記録編さん保存」の名称からは、明治期に確立した年次別・主題別の文書の再整理・編綴、すなわち「公文編冊」の編集のようなことを示すのであろうか。

一九五一年（昭和二六）七月には、知事室にあった広報課と文書課が統廃合で、新たに総務部に文書広報課が

置かれた。その事務の中に「一 文書の收受、配布、浄書、発送、編集及び保存に関すること」「七 県政資料の収集保存に関すること」がある。一の文書管理とは別に、七として県政資料の収集保存が位置づけられている点に注目したい。それまでの「記録編纂（保存）」の内容が課の業務内容として引継がれるとともに、「県政資料」という概念を設定し、明治大正期の公文書等の収集保存を始めたのではないだろうか。

ところで、こうした状況を裏付けるように、昭和二四年八月四日付け訓令第四八号で、「長野県行政資料収集保存規程」が制定されている。<sup>33</sup>

第一条 県の重要な行政資料（以下資料という。）は、この規程によって、収集保存を計るものとする。

第二条 県費を主な経費として作成した資料で、知事室長の指定するものは、その一部を知事室広報課（以下広報課という。）に納付しなければならぬ。

第三条 前条によって納入された資料は、保存台帳によって、広報課で保存しなければならぬ。

い。  
 第四条 資料は広報課長の承認を得て、閲覧することができるとができる。

第二条が県費による印刷物であるとして、第一条の「県の重要な行政資料」が何を指すのか。印刷物以外のもの、文書課の記録編纂保存係での「保存」対象ではないものということになるであろう。記録編纂保存係の対象となる文書が現用のものだとすれば、「重要な行政資料」とは、歴史的資料（非現用）である明治大正期の公文編冊Ⅱ行政資料と考えることができよう。後に文書学事課県政資料室の業務として作成された『長野県行政資料目録―「県報」および「公文編冊」関係』（第一集 明治編 一九六六年）や『同』（第二集 大正編 一九六九年）、それらを統合し、一冊にまとめた『長野県公文編冊及び行政資料目録』（一九七七年）などに結実する文書の収集保存ではなかったかと今は推測しておきたい。

## ② 県政資料室と長野県政史

さて、その「県政資料室」であるが、設置（一九六三年）から廃止（一九七九年）までの経過を述べておきた

い。不明な点もあるが、現時点でわかる業務内容などを表5にまとめてみた<sup>(34)</sup>。これによりながら、述べていきたい。

県政資料室が正式に県組織に位置づけられたのは、一九六三年一月一日であった。この時期に組織が立ち上がった背景には、前月一〇月一二日に県庁舎が現在地で新築されることが決まったことをうけ、県の公文書整理・保存事業の本格的開始を決めたのだと思われる。戦後公文書整理・保存の業務は一九四八年の「記録編纂保存係」の設置のころから手を付けられ、一九五二年の文書広報課の設置を契機に「県政資料の収集、保存」が本格化、一九六三年の県政資料室の設置に至ったもので、資料主事<sup>(35)</sup>三名に課付を加えた四名でスタートした。

一九六八年に開始された県政史の編纂は、県政資料室の活動を前提に、同年の明治一〇〇年記念という全国的動向が開始の直接的動機となったものと思われる。折しも、一九二九年に始まる長野県史編纂事業の一環として行われていた「信濃史料」の編纂の完成のめどが立ち、教育史（学制発布一〇〇年記念事業）や県史の編纂への動きとあわせ、修史事業が集中的に取り組まれることになった<sup>(36)</sup>。

表5 県政資料室の歩み（組織と業務） 附県政資料室後継の組織

年度・日付	組 織 名	所 掌 事 務 等
S21	知事官房文書課	戦前以来の知事官房文書係が知事官房文書課となる。所掌事務の中に「5 文書の編纂保存」がある。
S22	総務部文書課	文書係は知事官房の廃止に伴い総務部文書課となる
S23	総務部文書課	文書課の係に「記録編纂保存係」が設置される（5人配置）。
S24	「長野県行政資料収集保存規程」	を定める
S26	総務部文書広報課	知事事務の広報課と総務部の文書課が文書広報課に統合
S26～38年	文書広報課（広報係）	所掌事務の中に「7 県政資料の収集・保存に関すること」がある。
S36～37	「行政資料の収集保存に関する協議会」開催	翌年、長野県古文書保存調査計画（案）作成。長野県政古文書調査事業を計画。
S38.11.16	文書広報課 県政資料室	県政資料の収集及び保管に関する事務をつかさどらせるため、文書広報課に県政資料室を付置する。県政資料室に資料主事を置き、事務吏員を持って充てる。資料主事は上司の命を受け県政資料の収集及び保管に関する事務をつかさどる。
S39.6.1	（職員構成）	資料主事青木善治郎、剣持時雄、佐藤誠一、課付丸山喜志男
S40.4.2	（職員構成）	資料主事青木善治郎、剣持時雄、佐藤誠一、課付丸山喜志男
S40	「明治時代における長野県の行政組織」刊行。実務は県政資料室。	
S41.4.16	文書学事課 県政資料室	文書広報課から文書学事課に改組。「次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、県政資料室を付置する。」を、県政資料の収集及び保管に関する事務をつかさどらせるため、県政資料室を付置する。」
S41	「長野県行政資料目録一「県報」及び「公文編冊」関係一」第1集（明治編）刊行。	資料主事佐藤誠一
S41.5.2	（職員構成）	資料主事青木善治郎、佐藤誠一、課付丸山喜志男
S42	県立図書館の文書室で、行政資料の収集・保存を実施し、県政資料室の管理のもと、閲覧に供した。	
S43.6.2	（職員構成）	資料主事佐藤誠一、書記坂取照子、（併任）市川健夫、青木孝寿、小林英一、上條宏之
S43	「長野県政史」の編纂開始。S49刊行終了。	
S44.6.2	（職員構成）	資料主事佐藤誠一、書記香掛照子、（併任）市川健夫、青木孝寿、小林英一、上條宏之
S44	「長野県行政資料目録一「県報」及び「公文編冊」関係一」第1集（明治編 改訂増補版）（文書学事課）刊行。	
S45.5.16	（職員構成）	資料主事佐藤誠一、書記香掛照子、（併任）市川健夫、青木孝寿、小林英一、上條宏之
S46.8.32	（職員構成）	資料主事倉石登、書記香掛照子、（併任）市川健夫、青木孝寿、小林英一、上條宏之
S47.5.1	（職員構成）	資料主事倉石登、書記香掛照子、（併任）市川健夫、青木孝寿、小林英一、上條宏之
S47	この頃、およびそれ以降、明治大正期の公文編冊（行政資料）に連番をつけて整理する作業を実施している。	
S48.6.2	（職員構成）	主査桜井幸男、主事香掛照子
S49.5.2	（職員構成）	室長（兼）宮沢孝雄、主査桜井幸男、主任植高一巳

S50.7.2	〔職員構成〕	室長 (兼) 宮沢孝雄、主査清水敏一、主任植高一巳
S51.5.1	〔職員構成〕	室長 (兼) 宮沢孝雄、主査清水敏一、主任植高一巳
S51	『総目録』(カ) 版刷 県政資料室) 作成	
S52	『長野県公文書目録』(明治・大正・昭和48年まで) (文書学事課) 刊行。S41、44発行の行政資料目録を統合し、昭和期を追加、新たな資料を付け加えたもの。	
S53.5.1	〔職員構成〕	室長 (兼) 山崎昭三、主査大宮勇、主査小山佳三、主任井出幸子
S54.4.26	情報統計課 資料センター	情報統計課に、情報及び資料の収集、保管及び閲覧に関する事務をつかさどらせるため、資料センターを附置する。(県政資料室を廃止する) 資料センターは、この年新築移転した県立長野図書館1階に設置される。
S55.5.1	(職員構成)	所長 (県立長野図書館長と兼務) 山口吉宗、次長川上昭三、主幹笠原忠次、主査坂篤、主査小山佳三、主事後藤美代子
S56.4.1	広報課 資料センター	広報課に、情報及び資料の収集、保管及び閲覧に関する事務をつかさどらせるため、資料センターを附置する。
S57.4.1	広報文書課 行政資料センター	広報文書課に、情報及び資料の収集、保管及び閲覧に関する事務をつかさどらせるため、行政資料センターを附置する。
S57	行政資料センターの設置場所を県立長野図書館から県庁1階に移転する。	
S59.4.1	広報文書課 行政情報室	広報文書課に、行政情報室を附置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。(3) 行政情報の収集、保管及び提供に関すること。
S59	長野県公文書公開条例を施行する。	
H3	行政資料の収集保存事務を教育委員会文化課に移管し、県立歴史館での保存・公開に備える。	
H 6	県立歴史館開館。『長野県行政文書目録1 行政簿冊1 明治・大正編 (県立歴史館)』を刊行。	
H8	『長野県行政文書目録』行政簿冊3 1947 (昭和22) ~1965 (昭和40) (県立歴史館) を刊行。	
H9	『長野県行政文書目録』行政簿冊2 1926 (昭和元) ~1946 (昭和21) (県立歴史館) を刊行。	
H12	長野県情報公開条例を施行する。	
H13	『長野県行政文書目録』行政簿冊4 1947 (昭和22) ~1970 (昭和45) (県立歴史館) を刊行。	
H13.4.1	法規学事課 行政情報室	法規学事課に、行政情報室を附置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。(3) 行政情報の収集、保管及び提供に関すること。
H15.4.1	文書学事課	行政情報室を廃止
H16.4.1	文書学事課 行政情報センター	文書学事課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを附置する。
H16.5.1	情報公開課 行政情報センター	情報公開課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを附置する。
H18.11.1	情報公開・法務課 行政情報センター	情報公開・法務課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを附置する。
H20.4.1	情報公開・私学課 行政情報センター	情報公開・私学課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを附置する。
H26.4.1	情報公開・法務課 行政情報センター	情報公開・法務課に、行政情報の収集、保管及び提供に関する事務をつかさどらせるため、行政情報センターを附置する。
R2	長野県公文書等の管理に関する条例を制定。全面施行は令和4年4月の予定。	

県政資料室及び長野県政史編纂委員会による県政史編纂の動向については、『長野県政史』一～三巻及び別巻の「あとがき」に記されているほか、長野県政史編纂委員一同「長野県政史」について（『長野』四一号、一九七二年）にもより詳しく記録されている。特に、「県政資料室」がどのような活動を行ったのかについては、後者の「二 資料の収集」が重要である。そこから最も重要な部分を引用する。

「県政史の編さんであるから、県庁文書が基礎の資料である。しかし、後述の理由（明治大正期の県庁文書にむらがあり、また県政史が県民の動向をも叙述の対象としていることから、県内外の関係資料を収集しなければならなかったこと（執筆者補注））により広く県内外に資料調査を行なってきた。県庁文書の明治期約5千冊、大正期約3千冊は、私達の県政資料室が保管責任をもち、佐藤誠一（県政史年表担当）らの努力によりこれまで保存され、『長野県行政資料目録』明治編・大正編が刊行されて歴史研究者の利用に供されているものである。明治期のものは県立図書館の一隅を借り（保管環境が良くないが）大正期

のそれは県庁地階書庫の一部に収められている長野県にとつて最も貴重な資料で、将来県文書館が実現すればその基幹となるものである。」

ここで重要な点は、県政資料室による県の公文書の整理・保存作業（行政資料や絵図などの県所蔵資料の整理と目録作成）が先行して、編纂開始後、広く社会動向を示す地域資料を県内外に調査し、その情報（複写物、写真など）を収集していることである。保存活動では、地方事務所、市町村役場、旧村の倉庫、旧家の古文書などに直接調査に入り、重要な歴史資料としての公文書等の発見とその保護に努めていることがわかる。<sup>37)</sup>

また、県立歴史館に収められている「長野県行政文書」は、現在の形になるまで前述の目録作成にもなつて、簿冊の整理も行われていたことがわかる。現在の簿冊の特徴については見玉論文Aに詳しいが、それに加えて簿冊の表紙裏に、昭和四〇年代後半から五〇年代初めまでの年月日とともに整理番号が記されている点が注目される。この作業はその年代から見て、県政資料室時代に『長野県公文編冊及び行政資料目録』（長野県総務部学事文書課、一九七七年）の作成に伴って行われた収集・

整理作業のものとされる。詳しくは今後の課題であるが、本稿では、県政資料室と県政史編纂が果たした、長野県公文書の収集・整理・保存業務と、長野県公文書以外の地域資料にまで視野を広げて行われた収集・整理・保存作業の役割を再評価したい。「資料主事」という現在のアーキビストにもあたる前例のない職に行政職員を任命し、県立高校の教員を編纂委員に教員身分を保持したまま任命し、かつ、「原稿の校閲はしないなど、いわゆる編集権が編纂さん者にあることが保証された」（前出「長野県政史」について）とするような先進的かつ柔軟な方針のもと実施された事業であった点は注目される。

残念ながら、資料主事は県政史が完成した翌年度（一九七三年）には県政資料室の職名から見えなくなり、また県政資料室は一九七九年に廃止され、その後は公文書公開に重点を置いた政策がとられるようになり、県公文書館の設置へと直接つながることはなかった。一九八四年に施行された「長野県公文書公開条例」に関する制度の整備へと政策の中心を切り替えていったことが、表5の県政資料室廃止以後の動向から理解される。<sup>38</sup>

県公文書館への動きは、長野県史の終了を引継ぐ形で設置された長野県立歴史館へと引き継がれたと言える。

歴史の編纂（修史事業）と公文書をはじめとする資料の収集・整理・保存をどのように一体的にすすめることができるか。それが大きな課題となって私たちのまえに立ちただかっている。

### おわりに

本稿は、昨年四月に制定され、その一部が施行された「長野県公文書等の管理に関する条例」について、それが現在の長野県に課せられた公文書の管理・保存のみならず、平時における、あるいは災害時における地域資料の保全に対して、県全体が負っている責務のどの部分についてカバーしうるものであるのか、という観点から、長野県の近代における文書の保存・管理と修史事業の歩みに視点を据えていくつかの問題について検討してきた。

明治前期においては、公文書を記録・保存し、それを利用して修史事業や地誌編纂を行い、それらから政策の妥当性や政権の正統性を示すことを強く意識していたことが知られた。これはある種の「説明責任」への意識が当時の政権に存在していたことを示す。

しかし、内閣制度が導入され、公文書の管理が個別組

織の責任下で行われるようになると、公文書の保存・管理と修史との関係が希薄となり、公文書は官僚機構の論理の中で、保存と管理が行われるようになり、公文書は行政組織のもの（あるいは自分のもの）という意識や、永年文書以外は廃棄するという現代に続く慣習が成立した。公文書が課単位に管理されるという現在も続くありかたはここに起源がある。

こうした公文書に関する意識は戦後になっても変わることはなかったが、明治・大正期の永年保存の公文書（時折「古文書」と呼ばれたり、行政資料と呼ばれたりした）の収集・整理・保存作業が開始され、「県政資料室」が発足すると、公文書に加え地域資料の収集・保存作業と並行して『長野県政史』の編纂刊行が実現した。県政史に必要な公文書は、部局の単位を超えて県政資料室に寄せられたという。<sup>39</sup>

一九七二年度の県政史編纂事業の終了（編纂委員会の解散）以後の県政資料室の動き、一九七九年の県政資料室の廃止以後の公文書の整理・保存の内容、さらにそこから一九九四年の県立歴史館の設置までどのような活動をしていたのかなど、今後明らかにすべき課題も多い。

また、文化財の保護を含む、平時・災害時の資料保存

の問題も切り離して考えることはできない。公文書・歴史公文書の保存・管理にとどまらず、県民の資料保存活動を支援し、ある時はそれをリードする役割が県立の資料保存施設（県立歴史館・県立美術館など）及び公文書館には期待されている。

二〇二〇年四月に一部施行され、二〇二二年四月に全面施行の予定である「県公文書管理条例」は、本稿で検討したように、県政及び県行政組織の組織アーカイブのみをその範囲とした管理条例である点に特色がある。県域全体にその責務を果たすべき県の地域資料保全の責務への視点を欠いた条例と言わざるをえない。

現段階でこの条例を根本的に修正するのは現実的ではないだろう。とすれば、すでに開館以来二六年間地域資料保存への取組を実践してきた県立歴史館の役割とどう棲み分け、あるいは調整できるのか、取り急ぎそれを考えることが必要ではないか。そしてその中に、数十年にわたり置き去りにされた修史事業（現代資料の収集と現代史の編纂、信濃史料以来の資料収集の見直しなど）にどう見通しを得るのか、多くの人びとの参加を得て明るい見通しを描きたいものである。

## 註1

地域資料については註17を参照

## 2 本稿の記述については、児玉卓文「明治前期における長野県行政文書の管理と保存」（『長野県立歴史館研究紀要』一三三号 二〇〇七年、以下児玉論文A）、同「幻の長野県史編さん」（『長野県立歴史館研究紀要』一五号 二〇〇九年、以下児玉論文B）、同「郡村誌・国史編集と長野県の国史編輯掛」（『長野県立歴史館研究紀要』一六号 二〇〇〇年、以下児玉論文C）、『長野県政史』（一～三巻、別巻一九七一～七三年）の「あとがき」、『信濃史料裏話』（信濃史料刊行会 一九八一年）、『長野県教育史の編集刊行』（長野県教育史刊行会 一九八三年）、『長野県史をふりかえる』（『長野県史をふりかえる』発起人会 一九九二年）などを参照した。また、本特集号村石論文も参照。

3 県政史執筆に際して収集した資料については、その一部であろうが「長野県政史資料目録」として長野県立歴史館（以下歴史館）で公開されている。その多くは長野県政史編纂事業当時（一九六〇年代末～七〇年代初め）登場した「ゼロックス」による複写物である点が特徴である。なお、県政史の編纂と並行して県政資料室が置かれ、明治・大正・昭和戦前期の行政文書の整理にあたったことは後述する。

4 歴史館で開館以後収集してきた現代史資料は整理されたものから公開されているが、その内容と規模は現代史編纂の課題からすると大きく立ち遅れている。なお、平成二〇年六月二六日の長野県議会六月定例会本会議において、平成版長野県史の編纂についての村上淳議員の質問に対して、当時の村井仁知事は、歴史館において県史の資料の収集・保存するという条件整備をとりあえず行うとの答弁を

しているが、その後状況が改善されるどころか、かえって定数の削減が行われている。

5 例えば埼玉県立文書館には、公文書、地図センター、古文書、史料編さんの各担当が置かれており、埼玉県史の流れをくむ「史料編さん」が位置づけられている。なお、一九八九年（平成元）五月、県下一七団体が県立文書館施設建設の要望書を出し、その中で現代史編纂室の附置を知事・教育長などに対し要望している（『信濃』四一巻五号）。また、県史刊行会も同年八月、現代史編纂室の設置を要望しているが（『信濃』四一巻九号）、いずれも実現には至らなかった。

6 信濃史学会が、平成二〇年（二〇〇八）に『長野県民の戦後六〇年史』（信濃史学会編）を編纂・刊行したことを記しておかなければならない。長野県史編纂が終わり、修史事業になった組織（長野県史刊行会）は解散、本来なら修史事業が蓄積してきた編纂に関わる資料を引き継いだ県立歴史館に県史編さん機能が継承されるべきとの要望書を信濃史学会はじめ関係団体が県当局に提出したが、実際は現代史料の収集については、他の業務の中に含まれる形で細々と実施してきたと言えるのであり、本格的県史編纂の再開には至らなかった。こうした状況をふまえ、信濃史学会が現代史編纂の先鞭をつけるべく、総力をあげて行った事業ということが出来る。ただ現代資料の収集・編集事業（資料集の刊行）を伴っていない点から、『長野県史』現代編そのものということはできないが、ひとつの成果として位置付けることができる。

7 以下本稿で取り上げる法や条例については、いちいち出典を記さない。法についてはeGov（イーガブ）を、

地方公共団体の条例等については、各自自治体の法令検索システムを参照した。

8 戦後における公文書を含む資料保存の歩みについては、『日本の文書館運動—全史料協の二〇年—』（岩田書院 一九九六年）が一九九五年までの年表を作成している。

9 小島和夫「公文書館法の成立過程」（『北大法学論集』四一—一九九〇年）。

10 長野県では、国の情報公開法制の整備に先立ち、一九八四年（昭和五九）に「長野県公文書公開条例」（昭和五九年長野県条例第四号）を制定（三月公布・一〇月施行）した。目的に「この条例は、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の一層の進展に寄与すること」と記す。

11 「個人情報保護に関する法律」は平成一五年に制定された。

12 情報公開が真に機能するためには公文書の管理がしっかりとなされる必要があることから、法制化された点などについては、瀬畑源『公文書管理と民主主義』（岩波ブックレット 二〇一九年）参照。

13 小高哲茂「地方自治体における公文書館機能の実現に向けて」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・公文書館機能普及セミナー二〇一四 in 岩手）収録の図を参考にした。

14 法文の全体について解説する紙幅はないので、詳細は宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律（第三版）』（第一法規株式会社 二〇一五年）を参照。

15 従来飯田市歴史研究所は公文書館として紹介されること

はなかったと思われるが、設置条例及び飯田市文書管理規程をみると、公文書館として扱うことが妥当と判断した。

16 近年の本県における公文書館設置の動向をうけて、二〇一九年一月に第四五回全史料協全国（安曇野）大会が開催され、村石正行・青木弥保・小平千文の各氏が報告している。

17 なお、ここで「地域資料」としたものは、公文書館法における「公文書その他の記録」のうち「その他の記録」であり、公文書管理法や条例で「法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの」などと示されるものの総称で、公権力（国・地方公共団体等）が作成した公文書以外の文書や記録等の全体を指すものと規定したい。また、収集アーカイブズと言うこともできる。本稿では地域資料と収集アーカイブズをほぼ同義として扱いたい。なお、図書館資料としての「地域資料」については、「当該地域を総合的かつ相対的に把握するための資料群」「地域で発生するすべての資料および地域に関するすべての資料」と規定し（三多摩郷土資料研究会編『地域資料入門』日本図書館協会 一九九九年、蛭田廣一著『地域資料サービスの実践』日本図書館協会 二〇一九年）が、ここではその規定から公文書を除いたものを指す、公文書を含む資料全体を指している。

18 本特集号には、各公文書館から寄稿があり、それぞれの成り立ちなどが述べられているので、その点についてはそれぞれ論考を参照願いたい。

19 太田富康「公文書管理条例と自治体アーカイブズ機関—条例等にもみる地域資料へのスタンス—」（『記録と史料』二四号 二〇一四年）を参照。

- 20 当該条例を本稿で引用する紙幅がないので、次のアドレスを参照。 [https://en3-jg.dl-law.com/cgi-bin/nagano-ken/D1W\\_resdataexe?PROCID=1972945906&CALLTYPE=E-I&RESNO=5&UKEY=161344902714](https://en3-jg.dl-law.com/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdataexe?PROCID=1972945906&CALLTYPE=E-I&RESNO=5&UKEY=161344902714)。
- 21 公文書と地域資料（史料）のうち前者がアーカイブズの対象だとするかつての議論に対し、両者を活動の基盤とする「地域文書館論」の正当性を論ずる辻川敦「日本のアーカイブズの30年を振り返る―公文書と地域史料をめぐる―」（『記録と史料』三〇号 二〇二〇年）を参照。また、註19の太田論文も参照。
- 22 管理条例を制定していない県で公文書館を有する県まで含めると、四七都道府県のうち公文書館設置が四〇都道府県（未設置が岩手・山梨・石川・愛媛・長崎・熊本・鹿児島（七県））で、そのうち一二県が教育委員会所管である。
- 23 公文書館と公文書管理条例の守備範囲は公文書館を設置した自治体の範囲にとどまるが、その自治体が都道府県であった場合、市町村との兼ね合いで「地域資料」の保存等をどのように位置づけるのが課題である。特に、自然災害などによる広域にわたる資料の保存などが現実の課題となっている。この点で、鳥取県が二〇一七年四月に一鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例（通称「歴史公文書等保存条例」）を施行したことは重要である。この条例では、歴史公文書等の保存及び利用に関する県、市町村、県民等の責務・役割と相互の連携・協力を定められており、県域全体に対する県の責任を明記した点が重要で、こうした条例は全国初めてである。（田中健一「歴史公文書等保存条例の制定と鳥取県立公文書館の取組」『アーカイブズ』六六号 二〇一七年参照）。
- 24 「歴史的資料収集要綱」の第一では、「この要綱は、公文書館法（昭和六年法律第一一五号）及び長野県立歴史館条例（平成六年長野県条例第二四号）に基づき」とあり、要綱のレベルでは規定されている。なお、歴史館開館準備の中で、県文書規程に廃棄の規定が加えられるとともに、そこから「歴史的資料として保存することが適当と認められる文書」を教育委員会文化課（現文化財・生涯学習課）＝歴史館が収集保存する道筋がつけられたことこの時点での意義については、小平千文「県立歴史館（仮称）文書資料部門における史料収集・保存の実情―公文書（行政文書）の場合―」（『信濃』四四巻一二号 一九九二年）参照。
- 25 この「等」は「公文書その他の記録」の「その他の記録」で、古文書などの地域資料を含んでいる。
- 26 管理条例の対象に地域資料を含まない点で長野県と同様な新潟県の場合「歴史公文書」の定義には地域資料を含んでいる。しかし歴史公文書の中から移管された特定歴史公文書の中に地域資料を含まない点では長野県と同じである。
- 27 以下この項の記述は、主に渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会 一九九六年）、同「日本における近代アーカイブの萌芽」（『アーカイブズ学研究』七号 二〇〇七年）を参照した。
- 28 佐藤大悟「明治太政官期の修史部局における記録管理―「修史局・修史館史料」の分析から―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究編』第一五号 二〇一九年）参照。
- 29 同氏「府県庁文書」（『日本古文书学講座』九巻近代一雄

山閣一九七九年)

- 30 児玉論文A参照。以下児玉氏の見解はこれによる。
- 31 拙稿「文献史料をよむ 明治・大正期の知事引継書を読む」(長野県立歴史館たより)八四号 二〇一五年)に長野県の場合の引継書について、特に保存期限ごとの文書数の把握など、文書管理を踏まえた行政の一端を紹介した。
- 32 信濃史料刊行四〇周年記念 長野県立歴史館一五周年記念 夏季展「信州 知の遺産の系譜―歴史を記録した先人たち―」(信濃毎日新聞社・長野県立歴史館 二〇〇九年)も参照。
- 33 『行政資料指定関係書類綴』(長野県行政文書昭39/A/19 県立歴史館蔵)
- 34 表5の作成に当たり、『長野県職員録』、組織規則などを参照したほか、総務部人事課及び情報公開・法務課から組織の変遷に関する情報を提供していただいた。記して感謝したい。
- 35 「長野県組織規則」(昭和三十九年長野県規則第六三号)によれば、「資料主事は、事務吏員をもって充て、上司の命を受けて県政資料の収集及び保管に関する事務をつかさどる」とある。また、『長野県職員録』をみると、資料主事は一九六三〜七二年度の間置かれたが、「役付き職員等」として扱われている点に、この職の重要性が示されている。
- 36 一志茂樹「長野県史編纂事業の経緯とその実現」(『信濃』二巻八号 一九五〇年)、信濃史料刊行会『信濃史料裏話』(一九八一年)、長野県教育史刊行会『長野県教育史の編纂・刊行』(一九八三年)、『長野県史をふりかえる』(一九九二年)などを参照。

37 『信濃毎日新聞』一九七〇年一月九日付け「お役所の大掃除シーズン 古文書ポイポイ捨てるナ」

38 県政資料室廃止後の資料センター、行政資料センター、行政情報室、行政情報センターの業務内容及び県立長野図書館新築移転と関わって文書館を含む総合施設設置が検討された点などについては検討することができなかった。今後の課題としたい。

39 『長野県政史』第三巻「あとがき」

(ふくしま・まさき 長野県松本市)

## 「お知らせ」 公開シンポジウムへのオンライン参加方法

表紙IIでお知らせしてあるように、総会後にシンポジウムを開催します。Zoomによるオンラインで一般公開をします。オンラインへの参加方法は以下の通りです。

- 1 オンライン視聴は事前予約が必要です。
- 2 申込締切：五月一七日(月)
- 3 申込先：次の専用メールアドレス (shinanohis@yahoo.co.jp) に、参加希望の旨を記したうえで①氏名②メールアドレス③お住いの市町村名を連絡してください。なお、任意ですが、④連絡先(住所・電話)をお教え願えればありがたいです。
- 4 参加方法：オンラインソフト「Zoom」をあらかじめダウンロードしてください(参加のみなら無料でダウンロードできます)。申し込み後、折り返し参加のための招待リンクをお送りしますので、五月二日(土) 二二時三〇分以降招待リンクにアクセスしてください。なお、視聴のみで質問・意見の表明などはできません。